

関係団体の長様

愛知県保健医療局長
(公 印 省 略)

愛知県まん延防止等重点措置の実施について（通知）

昨日、国において、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 31 条の 4 第 3 項に基づき、愛知県始め 13 都県に対し、「まん延防止等重点措置」が適用されたことを受け、「県民・事業者へのメッセージ」を发出するとともに、国の基本的対処方針に基づき、本県として講じる対策として「愛知県まん延防止等重点措置」の実施を決定しました。

重点措置を講じるべき対象区域については、直近 1 週間※の人口 10 万人・1 週間あたりの新規陽性者数がレベル 2 以上の市町村（詳細は別紙 1 のとおり）とします。

なお、対象区域の見直しについては、今後、感染防止対策の効果を見極めながら、感染状況等に応じて速やかに対応します。

つきましては、貴団体員への周知に御配慮いただくとともに、引き続き、感染防止対策に御協力をよろしくお願い申し上げます。

また、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても業務が継続できるよう、事業継続計画（BCP）の点検・策定もよろしくお願い申し上げます。

※1月12日（水）から同月18日（火）まで

<添付文書>

別紙 1 愛知県まん延防止等重点措置の対象区域について

別紙 2 愛知県まん延防止等重点措置 概要

別紙 3 愛知県まん延防止等重点措置 本文

<県WEBページ掲載箇所>

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html>

担 当 生活衛生部医薬安全課

薬事グループ

毒劇物・麻薬・血液グループ

監視グループ

生産グループ

電 話 052-954-6303 (ﾀﾞｲヤﾙｲﾝ)

052-954-6305 (ﾀﾞｲヤﾙｲﾝ)

052-954-6344 (ﾀﾞｲヤﾙｲﾝ)

052-954-6304 (ﾀﾞｲヤﾙｲﾝ)

電子メール iyaku@pref.aichi.lg.jp